

第2章 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針

第1節 基本的な考え方

境川・猿渡川流域は、平成21年で流域の約56%が都市化されており、今後も開発に伴う都市化の進展が予想され、従来の河川及び下水道整備のみでは、浸水被害の防止に対応することは困難である。

このため、境川・猿渡川流域では、河川管理者、下水道管理者、地方公共団体等の関係機関が連携する境川流域総合治水対策協議会において、以下に示す基本方針のもと、総合治水対策を推進し、浸水被害対策を図る。

この総合治水対策の推進により、流域全体において年超過確率1/10の規模の降雨（毎年、その規模を超える降雨が発生する確率が1/10、24時間雨量204mm）が発生した場合においても、著しい浸水被害（住宅の床上浸水）の解消を目指す。

[河川整備の推進]

効率的な浸水被害対策を図るため、河川管理者は河川整備（河道改修等）を着実に実施し、流域の治水安全度を早期に向上させる。

[下水道整備の推進]

効率的な浸水被害対策を図るため、効果的な下水道整備（管路、貯留施設整備等）を着実に実施する。

また、河川管理者と連携し、流域の安全度を早期に向上させる。

[雨水浸透阻害行為に対する雨水対策]

都市化の進展に伴う雨水流出量の増大を抑制するため、「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、500㎡以上の雨水浸透阻害行為に対して、確実に流出増を抑制をする。

[既開発対応の雨水貯留浸透施設]

下水道管理者及び地方公共団体が相互に連携を図りながら、公共施設・用地等への雨水貯留浸透施設等の整備を積極的に推進する。

なお、雨水貯留浸透施設の設置にあたっては、平常時の多目的利用、ビオトープの形成による自然環境学習等での利用、震災など非常時のオープンスペースとしての活用を努める。

[保全調整池]

流域に設置されている328基（約115万 m^3 ）の100 m^3 以上の防災調整池は、浸水被害の防止に有効であることから、保全調整池の指定などにより、その機能の保全に努める。

[ため池の保全]

ため池については、農地関係部局と連携し、保水機能の保全、活用に努める。

[市街化調整区域の保持]

農地の保全や、遊水地域における盛土の抑制等の保水・遊水機能の保全に努める。

[浸水被害拡大防止対策の推進]

河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体は、被害の最小化のため、洪水・内水ハザードマップの作成、災害時の迅速な情報提供、防災教育等、災害時の被害発生拡大防止対策等について推進する。

〔継続的なモニタリング〕

河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体は、境川流域総合治水対策協議会において、関係機関と連携し、これら上述の取り組みに対して検討しその実施に努めるとともに、フォローアップを行い、計画の実効性を確認する。さらに、これを評価する別途組織を設け、持続的に取り組みの改善・向上を行う。

〔その他対策〕

境川流域総合治水対策協議会において「特定都市河川浸水被害対策法」の対象とならない開発や小規模な開発においても、自治体の条例・要綱等に基づいた雨水流出抑制対策の実施を推進するため、流域における雨水流出抑制対策の必要性、重要性の啓発活動とあわせ、雨水貯留浸透施設整備にあたっての公的な支援措置等についても周知を徹底し、各戸における浸透ます等の設置や下水道（汚水）整備に伴い不要となった浄化槽の雨水貯留槽への転用の積極的な実施の支援をする。

第2節 流域水害対策計画の目標

第1項 計画対象区域及び計画対象期間

(1) 計画対象区域

本流域水害対策計画の対象区域は、境川・猿渡川流域全体とし、河川対象区間は、流域内の二級河川の表 2.1 に示す 33 河川とする。

表 2.1 境川水系、猿渡川水系の河川対象区間

河川名	区 間		延長 (km)
	上 流 端 (右岸)	下 流 端	
境 川	豊田市田辺町字境川 640 番の 2 地先	河 口	約 25.0
五ヶ村川	豊明市大字東阿野字正 69 番地	境川への合流点	約 8.7
明德寺川	知多郡東浦町大字緒川字東高組、西高組字界	五ヶ村川への合流点	約 3.0
岡 田 川	知多郡東浦町大字森岡字一ッ池、二ッ池字界	五ヶ村川への合流点	約 3.9
石ヶ瀬川	大府市吉田町何虎山 17 番の 1 地先	境川への合流点	約 6.2
鞍流瀬川	大府市共和町藪南 36 番の 1 地先	石ヶ瀬川への合流点	約 5.1
砂 川	大府市横根町平子、平地字界	境川への合流点	約 1.5
明 神 川	大府市横根町石丸、下塚字界	境川への合流点	約 0.3
皆 瀬 川	豊明市前後町五軒屋 1518 番地先	境川への合流点	約 4.8
正 戸 川	豊明市大字東阿野字違井	境川への合流点	約 2.9
阿 野 川	豊明市阿野町稲葉 67 番の 7	正戸川への合流点	約 0.3
井 堰 川	豊明市沓掛町下高根 143 番地先	境川への合流点	約 1.9
茶 屋 川	みよし市明知町下田 7 番の 1 地先	境川への合流点	約 2.8
若王子川	豊明市大字沓掛字水白	境川への合流点	約 1.8
前 川	東郷町大字諸輪字片平山 6 番地先	境川への合流点	約 2.1
小 石 川	みよし市黒笹町大力池下 28 番地先	境川への合流点	約 2.8
新寺田川	みよし市筋生町舟ヶ峪 15 番 1 地先	境川への合流点	約 0.5
井 守 川	みよし市福谷町下り松 1 番の 5 地先	境川への合流点	約 0.3
逢 妻 川	知立市逢妻町金山	境川への合流点	約 10.7
恩 田 川	刈谷市大字小山字恩田前	逢妻川への合流点	約 2.5
発 杭 川	刈谷市大字東境字町谷 67 番の 9 地先	逢妻川への合流点	約 6.7
流 れ 川	刈谷市一里町家下 1 番の 1 地先	逢妻川への合流点	約 0.9
水 干 川	知立市西町宮腰 78 番の 1 地先	逢妻川への合流点	約 3.6
逢妻女川	豊田市逢妻町 4 番の 17 地先	逢妻川への合流点	約 14.7
布袋子川	みよし市福谷町上三戸口 34 番地先	逢妻女川への合流点	約 2.5
逢妻男川	豊田市元町 57 番 5 地先	逢妻川への合流点	約 12.4
猿 渡 川	豊田市西田町大風 1 番の 34 地先	河 口	約 17.1
下り松川	刈谷市大字半城土	猿渡川への合流点	約 3.0
森 前 川	刈谷市野田町馬池 43 番の 1 地先	猿渡川への合流点	約 2.2
吹 戸 川	安城市井杭山井杭山 74 番の 1 地先	猿渡川への合流点	約 4.5
割 目 川	知立市八ッ田町池谷 100 番地	吹戸川への合流点	約 1.7
石 田 川	安城市住吉町長根 1 番の 1 地先	猿渡川への合流点	約 1.1
合 計			約 158.0

なお、上表の境川流域 33 河川のうち、特定都市河川に指定している河川は、表 2.2 に示す 3 河川である。

表 2.2 特定都市河川

河川名	区 間		延 長 (km)
	上 流 端	下 流 端	
境 川	前川合流点	海まで	18.2
逢 妻 川	逢妻女川・逢妻男川合流点	海まで	10.7
猿 渡 川	新牛田橋	海まで	8.0

(2) 計画対象期間

本計画の対象期間は、概ね 30 年とする。なお、本計画は、これまでの水害発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、河川及び下水道整備の進捗、河川状況の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等にあわせ、必要な見直しを行うものとする。

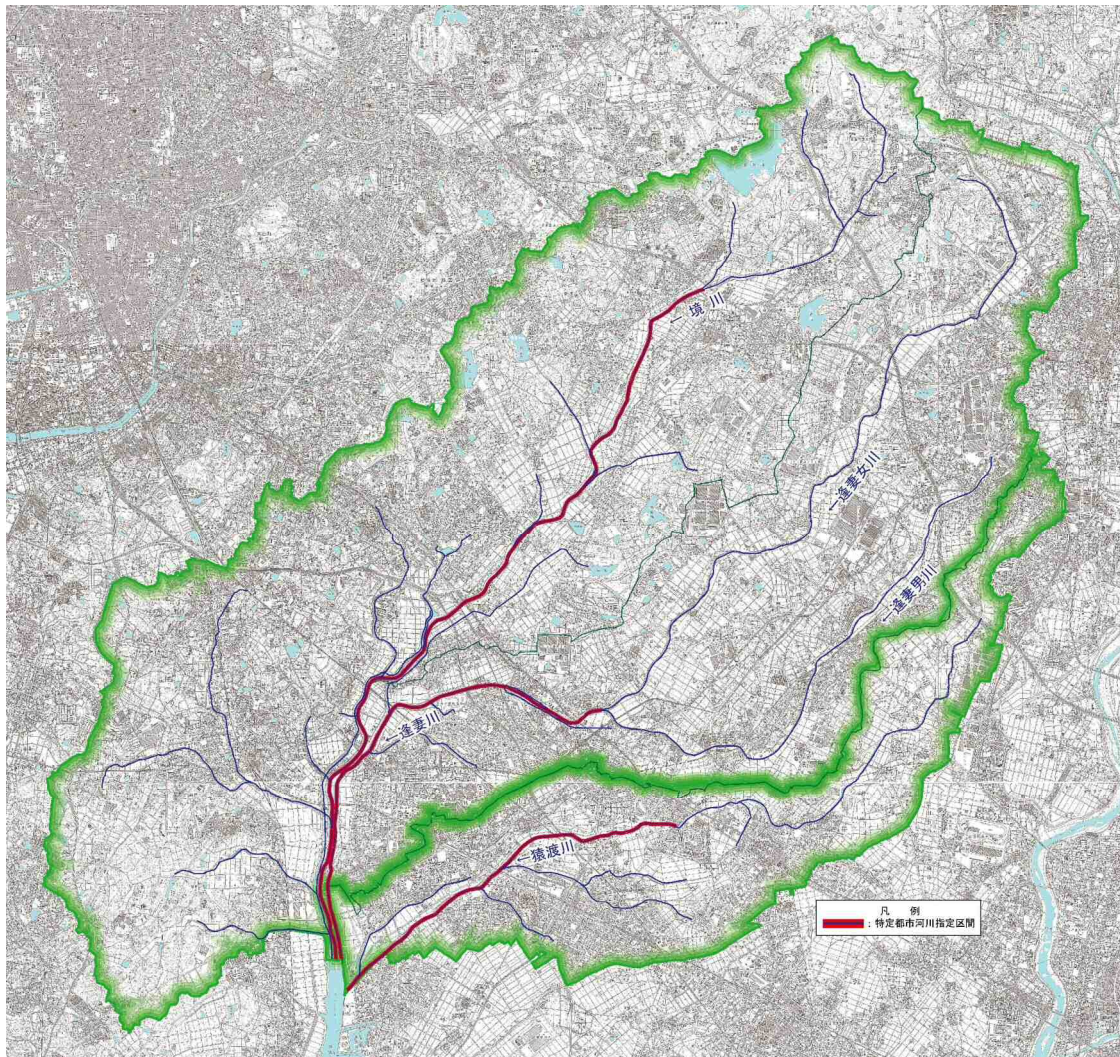


図 2.1 特定都市河川及び特定都市河川流域図

第2項 特定都市河川流域において都市洪水又は都市浸水の発生を防ぐべき
目標となる降雨

(1) 都市洪水の発生を防ぐべき降雨に関する事項

境川・猿渡川流域における都市洪水対策は、特定都市河川指定区間については、年超過確率 1/10 の規模の降雨（毎年、その規模を超える降雨が発生する確率が 1/10、24 時間雨量 204mm）による洪水を安全に流下させることを目標とする。

特に境川の下流部（河口から 10.9km）においては、年超過確率 1/20 の規模の降雨（毎年、その規模を超える降雨が発生する確率が 1/20、24 時間 252mm）、逢妻川の下流部（河口から 10.7k）においては、年超過確率 1/20 の規模の降雨（毎年、その規模を超える降雨が発生する確率が 1/20、24 時間 244mm）による洪水を安全に流下させることを目標とする。

(2) 都市浸水の発生を防ぐべき降雨に関する事項

境川・猿渡川流域は流域内において土地利用などの差異が大きく、また下水道の整備水準も市町間で差異がみられる状況である。

都市浸水防止の目標とする降雨は、浸水被害の発生状況、資産の集積状況などを勘案し表 2.3 のとおり市町ごとに定めた。

表 2.3 都市浸水の発生を防ぐべき降雨の目標対象雨量

	年超過確率	降雨強度 (mm/時間)
名古屋市	1/10	63
刈谷市	1/10	63
豊田市	1/10	63
安城市	1/5	52
東海市	1/5	52
大府市	1/10	63
知立市	1/5	52
豊明市	1/5	52
日進市	1/7	57
みよし市	1/10	63
東郷町	1/5	52
東浦町	1/10	63

※計画降雨の時間分布は中央集中型の 4 時間降雨

第3節 流量分担に関する考え方

境川・猿渡川流域において、目標降雨により発生する洪水について、河川で処理する河道分担量及び洪水調節施設、下水道管理者を含む自治体が設置する雨水貯留浸透施設により対処する流域分担量、水田・宅地等における許容湛水による流域分担量、流出率の保全となる雨水貯留浸透施設等による流出抑制効果量を次のとおり定める。

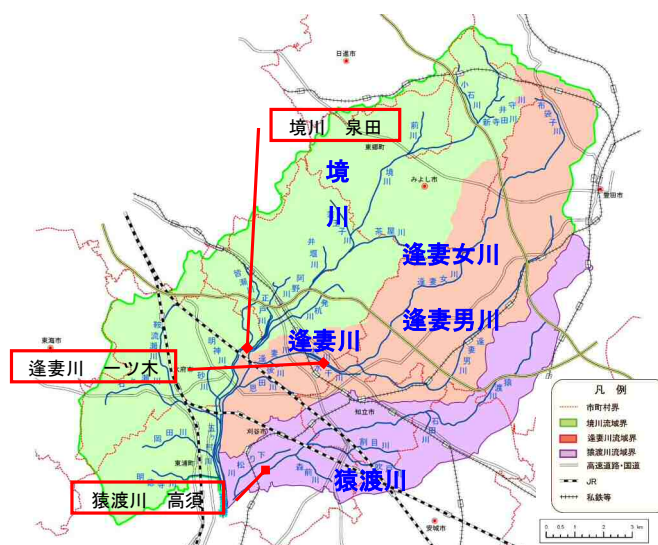


図 2.2 基準地点位置図

表 2.4 基準地点及び流末における流量分担量

単位：m³/s

河川		境川		逢妻川		猿渡川	
地点		流末	泉田	流末	一ツ木	流末	高須
目標降雨の確率年		1/10	1/10	1/10	1/10	1/10	1/10
流出率の保全	既設雨水貯留浸透施設等および第9条許可により新たに整備される雨水貯留浸透施設や保全ため池等による流出抑制効果量	100	106	52	56	17	14
	下水道管理者を含む自治体が設置する雨水貯留浸透施設により対処する流域分担量	12	10	19	23	5	3
流域分担	水田・宅地における許容湛水による流域分担量	128	114	47	17	58	63
	洪水調節施設	0	0	22	4	0	0
河川分担	河道分担	570	420	540	530	390	320
	計	810	650	680	630	470	400